

○補助金の申請からお支払いの流れ

(1) 補助金の申請（申請者→町）

池田町空き家改修定住促進事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）及び必要書類を提出してください。

※補助金の対象となる空き家は、町が空き家の実態調査等で把握している物件になります。

※改修工事は、原則町内建築業者による施工であること、また空き家の取得又は当該住所に住民登録後6ヶ月以内に実施する必要があります。

※空き家の所有に関して、権利者が他にいる場合は、池田町空き家改修工事施工同意書（別記第2号様式）も提出する必要があります。

(2) 町による審査

書類が揃ってから1～2週間程度かかります。

(3) 補助金の交付決定（町→申請者）

(4) 工事の開始

交付決定の日から着工可能です。

※ただし、平成29年4月1日から本要綱の施行の日までの間に、当該空き家を改修した者、又は宮地地区において、定住を目的として新築住宅を取得した者については、遡って交付します。

(5) 工事の完了

申請年度の3月31日までに完了する工事となります。

(6) 実績報告（申請者→町）

工事の完了後、池田町空き家改修定住促進事業費補助金実績報告書（別記第6号様式）及び必要書類を提出してください。

(7) 町による審査

書類が揃ってから1～2週間程度かかります。

(8) 額の確定の通知（町→申請者）

お支払いする補助金の額を確定します。

(9) 請求書のご提出（申請者→町）

(10) お支払い（町→申請者）